

新潟市避難行動要支援者支援制度賠償責任保険



災害時、避難支援等の活動中に、避難行動要支援者または第三者に怪我を負わせたり、物を壊したりして損害賠償責任を負った際の補償です。

- 保険料は不要です。
新潟市が保険料を負担し、保険会社と契約しています。
- 事前の加入手続きは不要です。
事故発生後に手続きをしていただきます。
具体的な活動内容や事故の状況を書面や写真で報告していただき、保険会社が審査を行い、要件を満たすと確認できた場合に保険金が支払われます。

1 補償対象者

- ・自治会・町内会、自主防災組織など、災害時避難行動要支援者名簿により、避難行動要支援者の避難支援を行う地域団体
- ・個別避難計画に、支援者として記載された個人、地域団体の役員

2 対象活動

災害時に避難行動要支援者名簿掲載者に対して行う避難支援等の活動

3 補償対象事故

避難支援等の実施者が避難支援等の活動中、他人に身体傷害又は財物損壊等を与え、市又は避難支援等実施者が法律上の損害賠償責任を負うことになった場合の事故

4 対象活動の一例

- ・避難支援中、誘導により避難行動要支援者本人が側溝に落ちて負傷した。
- ・避難支援中、駐車している第三者の自動車に傘が接触して、車体に傷が付いた。

対象とならない事故の例

- ・発生した自然災害による事故
- ・車両による避難支援中の事故
など

5 補償内容

賠償の種類	賠償の内容	支払い限度額
対人賠償	身体に損害を与えた場合	1人につき1億円 1事故につき1億円
対物賠償	財物に損害を与えた場合	1事故につき1億円

6 保険請求の手続き

①事故の記録

↓

後で事故を証明できるよう事故発生の時間、場所、状況、事故を証明できる人の氏名・連絡先、現場の写真など事故の内容を記録してください。
※事故原因や事故状況が重要になるため、現場のアップの写真だけではなく、全体が分かるような引きの写真など、現場や事故状況が分かる写真をできるだけ撮影してください。

②事故通報 「事故発生通報書」(別記様式第1号)

↓

事故発生後、できるだけ早く各区役所の地域総務課・総務課に、「事故発生通報書」をご提出ください。

③事故報告書の提出 「事故報告書」(別記様式第2号)

↓

「事故報告書」と本保険制度の対象者による事故であることを証明する書類(地域団体等の構成員であることがわかる名簿や組織図の写し、個別避難計画の写しなど)を各区役所の地域総務課・総務課にご提出ください。

④保険金請求書の提出 「保険金請求書」(保険会社様式)

- (1) 保険代理店(保険会社)から「保険金請求書」が送付されますので、案内に沿って必要な書類を保険代理店(保険会社)へ提出してください。
- (2) 保険会社より請求内容についての確認・調査等審査が行われ、審査後、保険会社から指定の口座に保険金が支払われます。

その他注意点

- ・ 保険金が支払われるかどうかや保険金額は、保険会社の審査結果によります。
- ・ 事故報告書提出後のやり取りは、保険代理店(保険会社)と直接行っていただきます。
- ・ 示談交渉サービスはありません。
- ・ 病院の領収書は保管しておいてください。

書類の提出先

北区地域総務課 北区東栄町1-1-14 025-387-1115	東区総務課 東区下木戸1-4-1 025-250-2720	中央区総務課 中央区西堀通6-866 025-223-7064	江南区地域総務課 江南区泉町3-4-5 025-382-4526
秋葉区地域総務課 秋葉区程島2009 0250-25-5470	南区地域総務課 南区白根1235 025-372-6431	西区総務課 西区寺尾東3-14-41 025-264-7120	西蒲区地域総務課 西蒲区巻甲2690-1 0256-72-8129



<制度お問合せ先> 新潟市役所 危機管理防災局 防災課
電話025-226-1143

